

令和7年度広島県地震対応訓練 訓練企画・運営業務 仕様書

1 業務名

令和7年度広島県地震対応訓練 訓練企画・運営業務

2 業務目的

地震災害時におけるフェーズに沿った県庁内関係課の行動計画を作成し、県災害対策本部の図上訓練で検証することにより、県の災害対応力の強化に繋げる。

3 業務場所（訓練会場）

広島県庁（広島県広島市中区基町 10-52）

4 訓練実施日及び内容（予定）

訓練実施日	訓練内容	
	フェーズ	内容
令和7年11月20日（木） 13:00 ～ 16:30	発災～3日程度	災害対策本部の設置・運営、情報収集、医療救護活動、通信手段の確保、道路啓開、災害救助法関連業務、職員の動員・適正配置、防災関係機関との連携 等
令和7年11月21日（金） 13:00 ～ 16:30	発災後3日～1週間程度	受援調整、避難所の設置・運営、物資支援 等

5 訓練形式

図上訓練

6 訓練想定

大規模地震の発生に伴う、県災害対策本部の設置・運営や国、他県、防災関係機関等からの受援等を想定した訓練を実施する。（細部の想定は、後日決定）

7 訓練参加者

県災害対策本部事務局要員、県災害対策本部実施部職員、プレイヤー、コントローラー
一日最大80名程度（内20名程度は両日参加の見込み）

8 委託業務内容

（1）行動計画表（素案）の作成

過去の災害対応状況や他県の事例を踏まえ、地震災害発生直後から、国、県、市町、防災関係機関が行う業務を整理し、行動計画表（素案）を作成する。

行動計画表（素案）の作成にあたっては、「広島県地域防災計画」、「広島県業務継続計画」、「広島県受援計画」、「広島県災害対策運営要領」、「災害対策本部各班行動マニュアル」等、県から提供される要領等を参考とすること。

行動計画表（素案）については、契約後 1 カ月程度を目途に発注者に提出すること。

行動計画表（素案）のイメージについては、別紙のとおり。

（2） 訓練・企画指導

（1）で作成した行動計画表（素案）を基に訓練を実施する。

ア 実施計画書等の作成

訓練実施に伴う実施計画書等の資料を以下のことに留意し作成すること。

- ・ 訓練資料の作成にあたっては、「広島県地域防災計画」、「広島県業務継続計画」、「広島県受援計画」、「広島県災害対策運営要領」、「災害対策本部各班行動マニュアル」等、県から提供される要領等を参考とすること。
- ・ 訓練シナリオは、実災害時の情報の流れを勘案し、現実性に配慮したものとする。
- ・ 被害想定については、科学的根拠等を参照しながら、実際の県内での地震による被害を想定し、蓋然性のあるものを作成すること。
- ・ 詳細については、委託者と調整を行い、委託者と役割分担しながら資料を作成すること。

イ 訓練事前説明会の準備・実施

訓練参加者を対象とした事前説明会の資料作成を含む準備及び当日の運営を行う。

（令和 7 年 10 月に 2 回に分けて対面で実施すること）

ウ 訓練当日の進行管理・講評・振り返り

訓練実施計画に基づき、コントローラーを配置して状況付与を行うとともに、訓練全体の進行を管理する。

また、必要に応じて訓練進行の是正措置等を行う。

エ 実施体制

訓練当日は進行役と補助員の 2 名を見込んでいる。

オ 訓練の評価・振り返り

訓練実施計画等に基づき、訓練全体の進行管理及び訓練後の講評を行うとともに、訓練を踏まえた課題の整理を行う。

カ アンケートの実施

訓練参加者にアンケートを実施し、取りまとめを行う。

キ 業務実施に係る打合せ

本業務の実施に際して、3 回程度の打合せを行う。

なお、打合せは原則オンラインとし、必要に応じて広島県庁での打合せを行う。

業務打合せの記録は受託者が行い、3 営業日以内に発注者へ提出し、確認を受ける。

（3） 業務結果報告書の作成

行動計画の作成及び訓練・企画指導における資料一式を取りまとめた業務結果報告書を作成する。

9 成果品

「令和 7 年度広島県地震対応訓練 訓練企画・運営業務」実施報告を成果品として作成の上、提出する。なお、作成にあたっては、訓練実施の様子を写真を交えるように留意するが、詳細については委託者と協議し作成すること。

行動計画表（素案）の電子データ・・・1 部

業務結果報告書の電子データ（CD 等電子媒体）・・・1 部

10 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

11 その他

- （1）受託者は、本業務を円滑に実施するため発注者と密接な連絡を取り、本業務の実施にあたり不明な点や疑義が生じた場合には、速やかに発注者と打合せを行う。
- （2）受託者は、委託契約の全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- （3）受託者は、業務実施中に生ずる全ての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならず、また、この業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- （4）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者と協議の上、決定する。